

第 6 期 第 1 0 回 練馬区循環型社会推進会議（発言要旨）

日時、場所	平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日（月） 午前 1 0 時～ 1 2 時 本庁舎 1 9 階 1 9 0 3 会議室
出席者	出席委員 1 3 名 山谷委員、庄司委員、岩崎委員、岩橋委員、金子委員、武川委員 長井委員、松島委員、高橋委員、竹石委員、市川委員、杉山委員 古川指導主事（深野委員の代理）
	区側出席 5 名 環境部長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長 練馬清掃事務所長、石神井清掃事務所長
	傍聴者 なし

1 第 9 回会議 発言要旨について

2 議題

リサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方について

3 その他

次回の開催日について

議 事 内 容

会長

定刻になりましたので、第10回循環型社会推進会議を開催いたします。

第 9 回会議の発言要旨が既に送付されていると思いますが、ご承認いただけますか。

（異議なし）

会長

では、この発言要旨につきましては、ホームページに掲載ということになります。

続きまして、議題のリサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方について、事務局から資料説明をお願いいたします。

資料（ 1 ）から（ 5 ）について清掃リサイクル課長から説明した。

会長

ありがとうございました。

それでは、早速、皆さんからご意見を出していただきたいと思います。

委員

資料の 2 について、お伺いします。

アンケートのまとめがホームページに掲載されることになるとと思いますが、このアンケートの配付数、それから有効回収数の基本的なデータの部分をお答えしていただきたいのと、配付数がこの循環型推進会議の中の全委員であるならば、その中の区民代表委員の数をお知らせください。

清掃リサイクル課長

アンケートにつきましては、この審議会の意見の取りまとめの参考ということで、全委員18名に配付し、回答数は14名でした。区民代表は6名です。

委員

あと12名の方は、事業者委員や学識経験者ということですね。

清掃リサイクル課長

はい。

委員

資料3の10ページの、事業系ごみの発生抑制のところ、東京二十三区清掃一部事務組合が清掃工場で行っており、同一部事務組合に対し、搬入時検査の強化について要請していく必要があるという形で書いていますが、この搬入時検査の内容と、搬入時検査を強化したら、ごみの減量、発生抑制につながるという根拠は、何かあるのですか。

会長

これについて、私からお答えしてもいいですか。事務局からも後で言ってください。

実は、ある自治体の市長から依頼されて、4年間、搬入時のチェックや立ち会いを何度かやっています。事業系の搬入は、許可業者が手数料を排出事業者から徴収して搬入する場合と、事業者が直接、自己搬入という形で持ってくる場合があります。どちらについても厳密にチェックをすると、リサイクルできる古紙などが結構入っています。どちらかということ、自己搬入ですね、ISO14001を取っている会社の工場から出てきたものもあり、末端まで徹底していないということがあります。

その時にチェックシートがあり、産業廃棄物が入ってないかとか、リサイクル可能物が入ってないかとか、いろいろなことをチェックして、問題が多い時には持ち帰ってもらうなりして、厳重に注意し、担当の課長に連絡して改善を求めると、かなりその後は排出状況がよくなります。

横浜市は、たいへん厳格に行い、展開検査用の機械設備も導入して、指導を強化したということもあると思いますが、事業系のごみが4割以上減っています。新潟市などでも2割以上減っていますし、松山市も3割近く減ったという実績があります。

設備を導入するのに経費もかかるし、ピットの前に場所を確保できるかどうかという問題もあり、必ずしも、どこの清掃工場でも徹底的にやれるということではないかも知れませんが、それなりの効果は、出ているところが多いです。

清掃リサイクル課長

事業系のごみは一般廃棄物と産業廃棄物とに区分されます。清掃工場に持ち込まれるのは、一般廃棄物です。基本的に、店舗と住居が併用されている小規模な事業者から出されるごみは事業系ごみとして、区が収集運搬しています。本来は事業系のごみは、その事業者がきちんと民間の事業者と契約をして処理するというのが、基本的な建前になっています。その事業系のごみの中の分別状況等も、やはり家庭系ごみと比べてまだ資源化できるものが混ざっていたり、本来これは不燃物だろうというものが可燃物の中に入っていたりすることが見受けられるので、それぞれの清掃工場で基本的には月1回は抜き打ち的に、その分別状況等を確認をして、焼却できるかどうか搬入物を検査しています。

その部分の強化により、ごみの減量につながるといったことは、第4期の審議会の中で、その方向性として、このように書かれたと理解しています。

副会長

事業系ごみの問題は、直接、事業者が処理業者に委託しないで持ち込んでくる場合は、出処がはっきりしていますので、処理に問題があれば、その事業者に対して注意をしたり何かの形で改善がストレートにできますが、委託業者に委託をして搬入してくるごみは、厳密には、例えば、清掃工場を開けて調べても、どこから出てきたかというのは、必ずしもはっきりしないことがあります。

それと、許可業者にきちんと分別しなければだめだと言っても、これは通じないのです。もちろん

委託契約の中で、きちんと分別したものを受けるということになっているはずですが、許可業者はお客様のごみを扱うので、お客様に対して、いろいろ注文する立場にはないのです。弱い立場なのです。その辺が、許可業者だけを責めても、実は問題の本質にならないので、その許可業者と同時に排出事業者に対して、きちんと協力要請をしなくてはならないと思います。

区民が排出する一般廃棄物に対しては指導しますが、その結果、区民の方もいろいろ問題がわかって、きちんと協力するようになり、区民の分別はかなり徹底しているわけです。もちろん不法投棄はありますが。

ところが個々の排出事業者に対しては、練馬区に限らずどこの区でも事業系に対する自治体の責任、同時に、それに対する権限というのは、必ずしもきちんとシステム化されてないので、その問題がありますね。

それから、事業系廃棄物の減量も含めて、適正処理のための分別の徹底は、これからの課題だと思います。これは有料化とは、また別のことですけれどもね。そういう問題が常に、事業系の場合はあります。

委員

今の副会長の説明に関連して、事業系ごみの場合は、よほど担当の責任者がしっかりと社員教育をしないと無理なのです。なぜかという、会社はいろいろな地域から働きに来ているわけで、自分の住んでいる地域のごみの分別とは全部違うのです。

例えば、私が練馬区で生活していて、中野区で仮に働いているとすると、中野区と練馬区では分別の仕方が違うので、なかなかそれは難しいと思いますよ。

練馬清掃事務所長

清掃事務所でも日々、事務所の職員が各事業者の事業所に出向き、そこで排出等の指導を行っています。また、廃棄物管理責任者に対する講習会も年2回実施しており、練馬区ではこのような排出の仕方をしていきますのでご協力をお願いしますということで、指導等をしております。

会長

私も搬入チェックの立ち会いをさせていただいて、許可業者が持ってくるごみは、大きな透明の袋入りのシュレッターされた紙が多いですね。これがすごく多いです。これには経費がかかりますが、溶解リサイクルのルートを自治体の方で紹介し、そういうルートに乗せていただくような形で、紙をリサイクルできれば相当ごみを減らせるかなという印象を受けました。燃やす場合と比べてコストがかかると思いますが、ドロドロに溶けた形で、リサイクルに回していくという機械があります。

委員

資料4ですが、長時間かけて議論も相当されているように思いますが、7区だけ出ていますが、23区の、他区の審議会の答申は、どんなものが書かれているのか、そちらの方も知りたいと思います。

清掃リサイクル課長

本年3月の審議会で、有料化に向け検討している区をご案内させていただきました。ホームページ等で把握でき、基本的に家庭ごみの有料化に向け検討している区について紹介しています。

委員

ということは全部の区で検討して、審議会を設けていくということではないということですか。

清掃リサイクル課長

廃棄物の減量や処理に関する事項を審議する会議は、各区にあります。その中で家庭ごみの有料化について、全ての区が答申を出しているわけではありません。

会長

一般廃棄物処理基本計画の中に家庭ごみの有料化について触れていないところは、ほとんどありません。検討すべきであるということまでは、すべての区で書いていると思います。ただ、それを受けて、次の審議会において、その区民負担のあり方について審議するまでにいない区が多いですね。

委員

先ほどの事業系ごみに関して、分別をきちんとするための仕組みについてのマニュアルや、それぞれの地域における状況等についてお知らせはしているのですか。

練馬清掃事務所長

先ほど申し上げた廃棄物管理責任者講習会等で、分別の仕方等の、また事業所の方にやっていただく役割についての説明書等を渡しています。また、それに関連する様々な予備知識についてもスライド等を活用してわかりやすく説明しています。

それから、清掃事務所の職員が、事業所の方と日程を約束して実際に面接をして、事業所の状況等も見させていただいた上で、個別に指導をしています。

委員

多くの会社の場合は担当者のみと話をしていると、いつになっても改善されないわけですね。やはり、その会社のトップに話が言って、経営会議などで話し合われるような形の仕組みづくりが必要ではないかと思います。

それともう一つは、表彰制度ですね。そういった関心は企業のトップほどあると思いますので、そこをうまく利用して、啓発をしていくことが、より有効な形になるかと思います。

それと、資料2のアンケートのまとめで、いろいろな意見がありますが、費用等について、コスト意識を与えるためにも、何らかの負担は必要ではないかということが総意であるような気がします。そうではないというふうにお思いになるかもしれませんが、お金をとることが目的ではなく、昨今の情勢から見ても、何とかごみを減らしていかなければいけないと考えます。

ただ、私も、自治会等へ出て話をしたことがあります。自治会の理事の方も区民の人たちの税金がそれだけかかっているという意識は全くないですね。知らないですね。資源にしてもそれにまた経費がかかっているという意識がないのです。

そういったところも、情報をきちんと公開して意識してもらおうということと、ごみの戸別収集については、犯罪防止にまでつながるということを理解していかなければいけないと思います。要するに戸別収集だけでやっても、それは効果が上がらないどころか、何の意味もないのではないかと思います。戸別収集と有料化は、あくまでセットでないと、その意味と意義というものが活かされないのではないかと、私はこの中から読み取れたのです。

そういったことを踏まえて、いつ導入するとかは別にして、社会情勢がありますが、ある意味での早い機会に決めて、民間でやれるものは民間でやり、それをさらに効率よくやるために、職員の意識の中で業務効率というものが上がると思います。

そういったことを、うまく利用していくことが、仕組みとして、そろそろ導入していく必要があると思います。さらに一歩、前へ進めていく必要があるのではないかと、この中から読み取れました。

会長

はい、ありがとうございました。

まず、前段の表彰制度ですね、これは練馬区ではどうなのですか。

清掃リサイクル課長

清掃事業で、いろいろご尽力いただいた個人の方や団体の方への表彰は、仕組みとしてはありますが、ごみ減量に努力をしている事業者への表彰制度については今後、検討課題とさせていただきたいと思います。

会長

検討いただければと思います。他の区でも表彰制度があり、立入調査も含めて大分改善され、ごみ減量やりサイクルも進んでいるという優良事業者を、区長が表彰するところに私も立ち会ったことがあります。それから、事業所に廃棄物管理責任者を置いています、大きな事業所も呼んで減量の講習をしています。その中で区が指導するだけではなくて、減量成果を上げた優良事業者が取り組み事例を紹介するという日も一日設けてありました。練馬区でも、そういうことも、ぜひやっていただければと思います。

後段の方は、有料化、あるいは戸別収集についての委員の意見を述べていただきましたが、他にいかがでしょうか。

有料化を実施するのは、これはなかなか大変なことです。多摩市の場合には、有料化をしたいということで、審議会で有料化をした方がいいという答申が出ました。これを受けて市長が市民説明をした上で、条例改正をしないと有料化はできませんから、条例改正案を議会に上程しました。

ところが、1票差でしたが、常任委員会で否決され、廃案になってしまいました。その半年後に、市長選挙があり、有料化が市長選挙の争点になったのです。現職の市長が再選し、20回ほど市長自ら市民説明に出向いたこともあったそうですが、再度、条例改正案を議会に上程し、これも1票差で条例改正が成立しました。それもあって、区民説明が、まだ足りなかったのか、浸透していなかったのかという反省のもとに、合意形成に力を注いだそうです。

また、ごみ減量市民懇談会も開かなければいけないということで、市長が公約をして、何度かごみ減量市民懇談会を開催し、そこで出たいろいろな意見を踏まえて、集団回収の報奨金を引き上げたり、生ごみ処理機の補助金の補助対象を拡大したりしています。生ごみ処理機を導入しても、途中でギブアップをする人が結構いるということで、使い方の講習に力を入れたり、その使い方の指導をする人を育成する、NPOの協力のもとにリサイクルサポーターを育成しています。

また、オリジナルバックを作成して、エコショップのスーパーに紙パック30枚を持参した人に渡すというお返しキャンペーンをしています。

年々、10万枚ぐらい、そういう紙パックが集まるという実績を上げている。あるいは、集団資源回収は行政回収よりもコストが安いので、古紙が中心というところが多いですが、それ以外の資源物についても収集している自治会や回収団体には、通常よりも多い補助金をキロ15円を差し上げるなどのモデル事業をやっております。

最近では変わった取り組みとして、今年の秋に始めたようですが、集団回収の登録団体がいない地区は、なかなか資源物を古紙を排出しにくいということで、ちり紙交換の業者にその地区を回っていただくというようなことも始めております。

委員

今、多摩市の話が出ましたので、関連してお伺いしますが、この一、二か月、小金井市の話題が大変新聞、マスメディアに出てきまして、関心を持って読んでいたのですが、あの場合、やはり一番問題なのは、自前の焼却場がないということ。

他の市に依存しながら無駄な経費という不用意な発言で問題を起こしてしまったということで、実

は、その無駄な経費というのは、市長選の時には市民から支持された意見であるわけで、なおかつ、これだけ問題が大きくなっても、市内に焼却場を作ろうという意見が正面切って出てこないという問題があって、市の方も大変苦慮されているのではないかと推察します。

練馬区の場合、清掃工場がありますので、そういう意味では今回のような事態は招かないと思いますが、小金井市の件について、練馬区ではどのようにお考えというか見えていますか。

清掃リサイクル課長

小金井市のごみ問題につきましては、当初近隣の3市と共同で、またがるところに清掃工場があったと聞いています。その建替えということで進んでいたところ、他の2市との意見がまとまらず、それが暗礁に乗り上げてしまって、周辺市に処理をお願いするような形になった。

4月の市長選の時に、そのごみにかかる経費はもっと削減できるのではないかとということで、根拠としては、例えば、生ごみを資源化すれば半分ぐらい減らせるのではないかとかということがあって、これまでかかっていた20億円と言われているような経費が不要になるという発言がありました。

ただ、実際には、その生ごみの資源化等も、ごみが消えてなくなるわけではないので、決められた収集量が半年ぐらいでいっぱいになってしまった状況で、最終的には市長が辞職するところまでつなげたということだと思います。

ごみについて、この出来事に関心を持っていただいた部分はあるかと思います。23区、練馬区の場合には、今、練馬清掃工場は建替えが始まり工場の運転は休止していますが、光が丘清掃工場だけですと区内から排出されるごみの全量の焼却はできない。現在でも、板橋・杉並・豊島・北区の清掃工場に、ごみを搬入しています。ただ、運搬にかかる経費は、練馬清掃工場が稼働している時よりは、よりかかっているといった状況はあります。

23区は、清掃一部事務組合を共同で設置をして、中間処理、焼却等に関しては、清掃工場がない区のごみも受け入れているということでは、今後も、今の形のまま進んでいくと思います。

今回、議論をいただいている家庭ごみの有料化等の効果を見るような際、他の自治体ではごみが減れば、例えば、清掃工場を1か所減らせるから、これだけ設備投資をしなくていいとか、目に見えるような部分も、23区では見えにくくなっている部分もあります。

ただ、区民の方々に、ごみの処分、収集、運搬等にどれだけお金がかかっているかを、まずはお知らせする必要性は感じています。

委員

これについて、都知事のコメントが大変興味深くて、今の大前提を崩しているわけなのですが、だから各区で処理するのは無駄なことなので、都で一貫しろという考え方についてはいかがですか。

清掃リサイクル課長

都知事が、移管したのは失敗だったというような発言があったことは承知をしています。東京都から引き継ぐときに、23区は清掃一部事務組合を設置して、共同運営で担っていくという仕組みに変えてきた。収集運搬は各区で、それぞれの地域に車庫を作って行っています。

本当は東京都の時代から、そんなにやり方が変わっているわけではありません。やり方が変わっているのは、リサイクルが各区、非常に力を入れて進んできている中で、ごみの減量が、はっきり言って都の時代よりは、進んできているのではないかと思います。

練馬区でもより一層、例えば粗大ごみからの金属類の資源化も今年度から始めた中で、より一層の削減をいろいろな工夫の中でやることで、そのかかる経費を抑えていきたいという思いで進んでいますので、戻るということは基本的にはあり得ないと考えています。

委員

基本的に練馬区は、23区の輪の一メンバーにしかすぎないので、そういう意味でいくと多摩地域の

事例というのは、一つの参考にはなりますが、本来的には、むしろ政令指定都市でごみの有料化に踏み切っている、その辺の事例をもう少し資料としてほしいなと思いますがいかがでしょうか。

会長

政令指定都市の事例は紹介されたものもありますので、次回に出していただければと思います。

政令指定都市は、手数料が多摩地域と比べるとずっと安いです。11円が普通です。仙台市は、11円以下ですね。11円でやろうとしたのですが、議会の方で修正案が出て、それが可決される形で11円以下です。4540円という手数料です。でも、減量効果は2割近く出ています。

京都市も、11円程度の手数料ですが、大体20%近くの減量効果は出ています。多摩市も、家庭ごみだけでも、1人1日あたりで17%減っています。

全国平均で見ましても16~17%の減量効果が得られていますが、政令指定都市の場合も大体、その程度の減量効果は得られているという状況です。

委員

戸別収集は、行っているのですか。

会長

福岡市は戸別収集を元々やっており夜、集めていますね。ソウルと同じです。それから、京都市などは一部戸別収集で、元々やっていました。仙台市は集積所でやっています。仙台市の場合ですと、アパートなどの、余り長く住んでいない人たちの排出マナーがよくなって、その対策に相当力を入れており、苦労しているようです。

それで、有料化の時にこれを強化するということで、減量推進員をサポートするクリーンメイトという方をお願いして、もう6,000人くらいの体制になっていますが、不適正排出対策にはかなり力を入れているような状況です。

委員

例えば夜間収集にすると、当然人件費のコストがかかりますよね。その辺の総トータルで費用対効果を可能な限り示していただいた方がいいのではないのでしょうか。

会長

恐らく、その夜間収集というのは韓国の影響ではないかと思います。夜間収集をしているところは、ごくわずかです。やはり朝、収集するところが多いです。ただ、商店街の事業系だけ夜、収集するところはあります。

副会長

今、夜間収集を原則でやっているのは福岡市だけです。場所によって一部やっているところがありますが。福岡市も粗大ごみは昼間収集しています。ただ、福岡市の場合、やはり夜間収集が一番問題になるのは、夜間の騒音の問題があるので、それを極力抑えるにはどうしたらいいかということで、苦労はしているようです。

会長

カラス被害を防げるのはメリットですね。

委員

夜間の時間帯にもいろいろあると思いますが。

副会長

一斉にやれるわけではないですから、時間差で収集しますが、遅い収集は夜中の12時前後ではなかったかと思います。

委員

出す方は夕方までに出すのですか。

副会長

そういうことですね。

委員

練馬区の場合は、通常の2 tあるいは4 tのパッカー車が入らない、小型しか入らないような道路がいっぱいあります。他とは違う事情があるので、その辺も考えないといけないですね。

委員

ごみの有料化を実施しているところの、各自治会との協力関係について教えてください。

会長

やはり一番重要なところだと思います。多摩市でも住民説明会はかなり丁寧にやっています。有料化する前にも実施しますが、特に有料化した後、条例が改正された後、残り数か月、あるいは1年くらいの間はきめ細かな住民説明をやっています。

町会の協力を得るといえるのは重要になってきます。ごみの集積所管理では、町会が一番苦労されています。自治体によってですが、有料化の前後を挟んで、自治体の職員が総出で集積所に立って、制度が変わりますという周知をしています。そこに各集積所の町内会推薦で選任された減量推進員が交代で協力している形が一般的になってきています。

すごく効果があるらしいのです。京都市では集積所の美化について、アンケート調査をしているのですが、有料化すると集積所が乱れるという意見がありましたが、有料化した後、そういうことが功を奏して美化されたという意見が大分増えてきました。そこまでやらないとだめではないかと思います。

委員

自治会・町会では相互監視が働くのだと思います。皆でそれを守ろうとする気持ちが高ければ高いほど、働くのではないのでしょうか。

会長

いずれにせよ行政は、有料化を実施するのは大変だろうと思います。例えば有料の指定袋を使わないとか、分別されていないごみ袋があった場合、住民がそれを開封して、誰が出したごみ袋かを特定することは、地域で摩擦を生み出すもとになります。行政の方が、それをクリーンセンターに持ってくるなりして、開封をして個別に指導をすることが必要になってきますよね。業務が増えることは間違いないです。

副会長

今後のことに関連しますが、これまでのスケジュールでは、次回に事務局から今回のまとめの原案が出されて、次回の審議会ですべてを議論して、最終的な諮問に関する最後の審議会というスケジュールですよ。

清掃リサイクル課長

次回の会議では中間のまとめを正副会長と相談しながら作成した案を出したいと思います。その議論を踏まえてパブリックコメントを実施し、そのパブリックコメントを踏まえた上でもう一度審議していただきまとめをしたいと思います。

副会長

とりあえずたたき台として、これから事務局で準備する内容は、これまでの10回の審議会の検討と今回のアンケート実施のまとめ、これを前提に原案を作成すると考えてよろしいわけですね。

清掃リサイクル課長

資料3で第4期の答申文の抜粋をつけさせていただきました。この第6期中でリサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方をまとめるにあたって、今の現状、それから、これまで議論していたやりとり等、最終的な方向性を考えるといった答申文のまとめになるかと考えています。

アンケート等でのいろいろなご意見を紹介させていただきましたが、その意見等を補足する意味でも、今日、意見を出していただいた部分を踏まえて、事務局で答申案としてまとめさせていただきます。

会長

これまでのご意見を踏まえて、原案を次回、お出しするという形になります。そして、それについて議論をしていただいて、中間のまとめをパブリックコメントにかけるといった形になると思います。

委員

表現のところはかなり慎重にさせていただきたいのは、東日本大震災が起きて、それで復興財源という名のもとに消費税が上がるというのは、あたかも既定の事実のように、もはや動き出しているということです。そして、一方でヨーロッパ、ユーロを中心とした経済危機が今、現に起きてきているので、当初の状況と全体的に少し変わってきています。

経済がどう動くかわからない、そういう時期だけに、負担を強いるような有料化ありきということではなしに、方向性ということを示すのは一向に差し支えありませんが、その時期や方法については、慎重の上にも慎重を期していただきたいと思います。決して反対ではないのです。

委員

おっしゃるとおりだと思いますが、ただ、先行きを見通した、むしろ経済情勢が悪いからこそ、そういった形のを投げかけておく必要があると思います。要するに、練馬区や東京都は、財源的にはまだ余裕があるかと思いますが、非常に厳しいところもあります。

例えば、各小学校ではこれまでいただいていたものがなくなったりということがあります。ごみを減らすということを抱き合わせに行い、浮いた費用に対してはごみそのものの処理に全部賄えるのではないかと思う人が多いですが、そうではないということですよね。

でもそれは、非常にいいことだということで、子どもたちに対する何か還元策をセットにすることが将来に渡っていいかなと思いますので、ただ単にごみの有料化だけを持ってくるということは、余り芳しくないと考えます。

会長

非常に重要なところを今、指摘されたと思います。このアンケート調査も一つ足りないところがありまして、有料化をすると手数料収入が実は入るわけです。これが億単位になるわけです。これの用途について、どういうふうに皆さん、お考えになっているのかというのがないのでここを皆さんにご議論をいただければと思います。

私自身の考えを申し上げればこのアンケートに回答で書きましたが、区の一般財源にする必要はない。全部、減量努力をする人たちにお返ししなさいということです。地域の環境活動に支援をすれば、もちろんごみの減量、リサイクル推進に取り組んでいただけるような財源としてお使いいただくことがいいと私自身は思っております。

委員

でも、今はそれだと一部負担ではなくて、単なる報奨金の原資という感じですね。

会長

報奨金の原資というのとは違います。例えば、集団資源回収の補助金を充実するとかです。

委員

でも一般会計に入れられないわけですね。

会長

いや、一般会計には制度上、入るのです。入りますが、新たに、それと等しい支出を起こすという形です。それを特定財源として用いるということです。

委員

ということは、今まで全部税金だったのが、一部負担するということになるのですか、ならないのですか。

会長

一部負担をするという形になります。

委員

負担というのは、決して報奨金を出すからという意味の負担ではないということですか。

会長

だから、その取り組みをサポートするということです。

委員

同じですよ。名前が違うだけではないですか。ではサポート金でも何でもいいのですけれども。

会長

サポート金というか、要するに、有料化の制度を運用するというのに一定のコストがかかるわけです。指定袋を作ったり、それを小売店に販売してもらう手数料も必要ですね。そういう狭い意味での運用コストがかかります。

しかし、それだけではなくてもうちょっと幅広く見ますと、有料化している自治体、例えば、容器包装プラスチックを分別収集、資源化していないというところは、そういう新たな取り組みもせざるを得ないのです。これも、やはり一定の運用のためのコストだろうと思います。

戸別収集についても、そういうことが言えると思うのです。そういうものに充当した上で、さらにまだ余るわけです。それについては、NPO団体、町会などの区民の減量の取り組みを支援するようなことに使っていただくということです。

委員

その支援にも使うということですね。

会長

そういうことです。

委員

一部を使うと。

会長

そういうことなのですよ。でも、ちょっと考え方を換えれば戸別収集の住民サービスを充実させるという捉え方もできますよね。それから、区民の適正な排出の取り組みをサポートするという制度とも捉えることができます。これから有料化と同時に容器包装プラスチックを、分別収集、資源化するような自治体では、その容器包装プラスチックのリサイクルをサポートするというような位置づけもできると思うのです。

委員

つまり、億単位で集まったお金が、例えば袋の販売、作成経費とか販売店の協力費とかいうところに、もちろん流れるわけで、全部が全部、そのNPOに行くとかいう意味ではないのですか。ないのであればいいです。

会長

NPOで何か環境保全に大いに資するようなプロジェクトに、活動をサポートするということです。京都市では、コンペでそういうのをを出してもらい、いい取り組みだなというものにサポートの助成金を出すこともやっております。

副会長

財政上の制度的な意味で、通常手数料収入は区の収入になって一般財源化します。これは税金で徴収したのと同じで、全体の事業収支の予算計上のどこに入るかわからない。そういうところが多いと思いますが、手数料収入を一般財源にするか特定財源にするかは、あらかじめ決めておくということで、特定財源にすると、その特定の目的にしか使えない。今回の場合、多分、清掃事業の、どの範囲の清掃事業だけに還元するのか、特定財源化するのか、あるいは、もうちょっと目的を絞る方法はあるだろうと思います。

とりあえずごみの問題、ごみの減量に資するような、あるいは、この有料化は維持していくのにお金がかかるわけですから、そちらの方に支出の財源として充てていくということです。収入は一般財源には使わないで、教育や保育、あるいは、他のことには使わないで、ごみのことに使うということだと思うのです。

委員

広くいえば資源ぐらいまでのところですね。

会長

そうです。自治体によっては、もう少し幅を広げて、環境教育とか、そういうところを充実していくために使うところも出てきています。

委員

今、議論になっていた件ですが、私もやはり収入の用途、使い道をはっきりさせておくということは、すごく大事なことだと思っています。有料化は、私は個人的には賛成ですが、反対される方の意見の一つとして、税金の二重取りだという意見もあります。そういう方に対する一つのお答えとしても、こういうことに収入を使うのだということを明確にしておくということは、やはりご理解がすぐ得やすいのではないかと思います。

有料化は賛成と思っていますが、有料化をする際には、入ってきた収入をどういうふうにするかということ、ここも十分議論していただいて、そこを区民の方にも納得していただいた上で有料化が導入できたらいいかなと思っています。

委員

資料3のところ、家庭ごみの有料化についてのメリットの部分で、行政と住民が徹底的に議論をすることにより当事者の意識が高まり、それでごみが減少するということがありますが、こういった議論やキャンペーンをすることは余りないような気がしているのですけれども。

会長

いえ、かなりやりますよ。

委員

練馬区の現状では、まだ、有料化の前にやるべきことをやり、それでも、ごみが減らないから仕方ないのではないかと。そういったプロセスがないと、いきなり有料化というのは、先ほど、委員からもあったように、やはり表現に気をつけて進めていくようにしないといけないような気がします。

委員

多摩地域は多くの自治体で有料化されていますが、いわゆる最終処分場の確保は難しいということで、こういう形になっています。練馬区は、そういう個別な特殊な状況とかの問題があるのかなのか。いわゆる工場はほとんどないですね。農地が非常に多い、農家が多い。都心に通勤している方の住む場所になっているというのがあるので、他の区とも違うと思います。そういう環境の違いはあるのでしょうか。

会長

そうですね、では、そこは事務局、あるいは副会長も、よくご存じだと思いますので、最終処分場も含めて、いかがでしょうか。

副会長

ごみ処理という点から見ると、中間処理施設と最終処分場が当然必要なわけで、その両点から見た場合、その最終処分場については、多摩地域とは大きく違うところですね。多摩地域は本当に逼迫しており、23区は新海面の処分場をまだ造っていますし、当初は10年、15年ぐらいを想定して造ったのですが、その後、いろいろな仕組みも含めてのごみの減量化が進み、さらに、溶融化して埋立量を減らすという方向も出てきたので、区は何年というのは出してないですね。

30年は持つ予定、もっと50年ぐらい持つのではないかとすら言われています。そういう意味では、当面、埋立処分場は逼迫しているということは、23区に関してはないと考えていいと思います。例えば今後、大震災が起きたりということは、これはもう計算外ですが、通常のことを考えると。

ただ、もうこれ以上、埋立処分場ができないという意味では、これは50年でも足りない。100年、200年も出さなくてはならないという意味では減らさなくてはならないということは言っています。

それから、中間処理施設については共同でやっていますから、23区内の焼却を100%焼却していく

ことについては、ほぼ達成していると思います。今後、減らしていけば、縮小していく方向が必要なのではないかというのが出ています。

ただ、問題はごみの処理をする過程でも、いろいろな処理費用が非常にかかるので、これを減らすことによって経費節減していくということ。それから、環境に対する負荷は、ごみが出る以上は出ますので、これを減らしていくということです。

そういう意味では、これは練馬区だけではなくて、23区、これは全国の問題ですが減らしていかななくてはならない、そういう必要性は共通です。

23区だけの特性としては、特に練馬区がどうなのかということ考えた場合、地域特性はやはり都心部と練馬区とは全然違いますが、ただ、基本的に23区の都心部という点では、そう大きな違いがないのかなとは思っています。

委員

資料1の資源の方で、我々の組合の方で関わらせていただいています、資源の回収の歳入の部分が、このような形で表に使っていただくということは非常にありがたいと思っています。先ほどの有料化の手数料の用途についてですが、ごみの減量、あるいは勉強会などへの方向へ使われるのがいいのではないかと思います。

もし有料化を実施するには、近隣区といろいろな様式が違いますと、不法投棄の問題が一番出てくると思いますので、近隣区の動きを見ながら、連携して進めていくのがベストではないかと私は考えています。

委員

資料1の資源のところ、資料とかを配られますが、重複する部分というのも会議などによるいろいろなあると思います。資料は資源化されますが、コストという面からもう少し削減できるものは削減してほしいなと思います。

この会議に限らず、いろいろな会議で重複する資料が多くて、行政は、これからコスト面からはどのように努力されるのでしょうか。

清掃リサイクル課長

当会議では、前もって資料を配付させていただき、目を通した上でお持ちいただいています。以前は、同じものを当日配付していたことがありましたが、今は作成する資料の部数を減らしているという努力は行政の中でもしており、変わってきているかなと思っています。

行政から出る紙、ごみ等は、当然のことながらすべてリサイクルされています。可燃ごみとして出すことは基本的にはありません。紙に関しては4～5種類ぐらいに分別をしていますので、以前に比べればごみの発生抑制に関して、行政でも努力していると思っていますが、まだまだ足りないといったことのご指摘かと受けとめさせていただきたいと思っています。

会長

いかがですか。よろしいですか。

委員

国がそもそも、年金定期便をペーパーレス化にするという流れの中で練馬区しかわかりませんが、見ている限りにおいては、まだ削減できるかなと思います。具体的には議事録の訂正も全文送られてきますが、訂正箇所の差しかえだけで済むのではないかと思いますので、それをまず改善してほしいです。

清掃リサイクル課が他の部署にイニシアチブをとってやっていただきたいと思います。コスト意識という意味でお願いしたいと思います。

会長

そうですね。全員の方がメールをお使いになれば、紙の量をもうちょっと減らせるのではないかとと思いますが、そうもいかないですね。

清掃リサイクル課長

全庁的な部分では総務課で行っていますが、そこでの連携の中で、使っているコピーの枚数や、節電に伴うエネルギーのCO2の部分も含めて、それぞれの担当の課から先月はこれだけ使ったからもっと減らすようにとか、そのような仕組みは庁内でももっと徹底するように、必要な部分は私どもの方からも当然伝える中で、連携してやっていきたいと思います。

会長

その議事要旨については、その修正箇所だけ正誤表だけでよいですね。

委員

枚数は減らすということで、わかりました。

委員

委員からの発言で有料化の時には、近隣区の合意のもとでという意見には賛成です。以前、レジ袋削減の時に、杉並区、中野区、板橋区、練馬区という形で、自主的に、そういう場を持ちました。レジ袋一つにしても、お互いに意識を高めつつ削減していくというのが、大事だと思います。

西東京市に視察に行った時に、不法投棄されたものが、練馬区の方に多分流れているかもしれないということがありました。そういうことも含めて、もし実施するのであれば同時期というわけにはいきませんが、近い時期に23区で有料化がめざせるといいとは思っています。

先程、事務局から循環型社会推進会議の答申について説明がありましたが、その中の新たな資源回収という取り組みの中に、練馬区の家から出るごみの中では40%ぐらいが生ごみです。その生ごみを何とか資源化できる方法が幾つかあります。

今回、練馬区は新しく9品目の金属資源回収を始めましたが、まだできることがあるかなと思います。生ごみについては、新たな仕組み、回収方法も様々あります。

それと、月間廃棄物の10月号に、練馬区が一人あたりのごみの排出量が23区の中で一番少ないということが載っていましたが、これは誇れることです。有料化を進めるにあたっては、ぜひ住民説明会でも紹介して行ってほしいと思います。

会長

委員が提案された生ごみの減量やリサイクルの取り組みを、区民がやりやすいような支援を有料化の手数料収入で行うという形で、この有料化の制度運用の一つの取り組みとして位置づけることはできると思います。

委員

以前に、光が丘団地で取り組みをした時には、環境省から生ごみ処理機を入れたのですが、それが故障して修理を依頼しましたが、経費がなく撤去になったのです。関町リサイクルセンターでも生ごみ処理機を導入したのですが、その後、うまくいかなかった経緯がありますが、また復活していただきたいなと思っております。

委員

ごみの削減というところで学校は、練馬区の中でも大きな要素を占めるのではないかと考えています。子どもたちの学習の中でもこれまで指導してきていますが、教室にあるゴミ箱に子どもがゴミを

入れるというところで、いかに分別されていくかということが、一つのポイントであるかなと考えます。

子ども向けの資料には、家庭に配られるようなもので指導をするという場面が多いので、子ども向けのものもあるといいのかなとも思いますが、そうしたものを作成するののも一つコストがかかっているわけですので、どうしたらいいのかなということを考えました。

有料化については、住民へこれから説明をしていく上で、メリット、デメリットというところを明確に示して、その中でどちらがいいという選択論にはきつならないと思うので、可能な限りメリット、デメリットを示していきながら、折り合いをつけていくということも一つ考えられるのかなと思いました。

副会長

先程の委員の質問に対して、私の説明が足りなかった点について補足させていただきます。

基本的には都市部という意味では23区の中の差はないという話をしましたが、これはもう一つ、23区の特性という点から見て、清掃工場のある区とない区、資源回収の品目も区によって違いますよね。ましてや、今度、有料化というと、有料化する区、しない区というような問題も出てきます。

そういう意味では、23区の中での区間の公平性というか、共同処理をしているので、清掃工場を持っている区としての練馬区、23区間のシステムをどうしていくのかということ、有料化の問題とは直接別の問題ですが、その問題をやはりきちんと踏まえて考えていく必要はあるかと思います。

委員

先ほどの各区の答申を見ていると、それぞれ何か書き方が、入り方が違うと思います。私の理解ですと、国の方針が出て東京都としてもこういう方向で考えていますよと、今回、練馬区としても、この有料化というものを考えていき、それについての答申でというような流れできていると思いますが、区によっては有料化についてはっきり書いているところもあります。

今まで議論をしている過程の中でも視点によって随分違い、個人になると、もう完全に個人エゴ、次に清掃工場ができる地域エゴとか、そういう現実があります。要するに、環境の問題は、立場によって随分違ってくることがあるので、こうしなければいけないという理念みたいなものが一つあって、そういう中で練馬区としてはこういう努力をしていきたいという姿勢を示すという形がお願いしたいなというのが一つあります。

それと、委員から学校のことのお話や生ごみの話がありましたが、給食から出た生ごみは、練馬区の場合は全部肥料化しているという話を聞いていますが、そんな話もほとんど知られていないですね。いいことで努力しているというのは、理念の施策化ということでもやっていますよという、アピールをもっとしていった方がいいのではないかなというのが私の感想です。

会長

確かに各区で書きぶり、言及の仕方が大分違うと思います。中野区の答申では、なぜ中野区で有料化をすべきなのかという理由をはっきり挙げています。それが一番明確だろうと思うのです。やはり練馬区で取りまとめる場合においても、そここのところは、やはりはっきりと明記した方が私もいいと思います。

それから、資料3の11ページのところのメリット、デメリットが書いてありますが、かなり認識がずれているなと思います。

例えば、戸別収集についてのところで、戸別収集をすると資源物がごみとして排出されることが考えられるとありますがこれは逆ですね。資源物排出が適正化するという書き方でないとおかしいですね。

それから、家庭ごみの有料化についてのデメリット、住民のごみ問題に対する意識が薄れてリバウンドが生じるとありますが、反対にごみ問題に対する意識がすごく鮮烈になってくるだろうと思いま

すね。議論も巻き起こりますし。

それから、リバウンドは、有料化する前と比べて増えるというようなイメージでのリバウンドは考えにくいですね。当時はそのような知見というのは余りなかったかもしれませんが、この辺は今から見ると、問題もあるなという気がします。

大体、意見はお出しいただいたと思いますので、これまで何回も会議を重ねていますが、本日までの皆さんのご意見を踏まえて、次回、中間のまとめの案をご用意させていただきます。事前に委員の方にお送りして、お読みいただいて、それでまた、それをたたき台にご議論をいただくという形で進めていきたいと思います。

それでは、次回の日程について事務局から説明をお願いします。

次回の開催日について事務局から説明した。

会長

それでは、議事はすべて終了しましたので、これで閉会にしたいと思います。

ありがとうございました。